

岐阜社協第105号の13

平成30年12月28日

障害就労支援施設 各位

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

岐阜県セルフ支援センター所長

出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は本会の事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

記

イベント名	平成30年度 岐阜県民生委員児童委員研修会（中濃会場）
募集施設数	3施設
販売日時	平成31年2月21日（木） 10:00～13:15
販売場所	可児市福祉センター 1階 玄関ホール
申込〆切	平成31年1月21日（月）必着
備考	参加者：経験年数3年以上の民生委員・児童委員 ※参考：昨年の売上 117,440円【4施設】

イベント名	平成30年度 岐阜県民生委員児童委員研修会（飛騨会場）
募集施設数	3施設
販売日時	平成31年2月28日（木） 10:00～13:15
販売場所	飛騨・世界生活文化センター
申込〆切	平成31年1月28日（月）必着
備考	参加者：経験年数3年以上の民生委員・児童委員 ※参考：昨年の売上 83,940円【4施設】

◎お申し込み方法

- ・イベントは添付書類『平成30年度イベント出店申請書』、「岐阜福祉の森」は専用の申請書に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

- ・同じイベントで販売日が複数あるイベント(例、アトリウムライブや県庁展示販売会等)については申請書にまとめて希望日を記入してください。

◎利用料徴収について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。設置規則については本会のホームページより、「トップページ>セルフ製品のご案内>障がい福祉サービス事業所等のみなさまへ」をご参照ください。

◎その他の注意事項

販売会のあり方として、机1本、屋内、対面販売、個別会計、現金決済を想定としております。しかし、会場によっては借用できる備品に限りがあり、皆様に持ち込みをお願いするケースや当センターが後日請求する利用料とは別途の費用が発生するもの、出品する商品の制限、屋内外での販売等、様々な条件が伴うイベントがあります。特記事項に関してはその都度、備考欄にてご案内させていただきますが、申請時にはご注意くださいようお願いいたします。

◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

岐阜県セルフ支援センター (担当：松村)

TEL 058-273-1111 (内線：2526)

FAX 058-275-4888

平成30年度イベント出店申請書

※この用紙はコピーして1年間ご使用ください

イベント名					
出店希望日					
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL () FAX ()	記入者名 ()			
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名:) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名) ※「岐阜福祉の森」については販売員は不要				
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	試食
	1		@		あり なし
	2		@		あり なし
	3		@		あり なし
	4		@		あり なし
	5		@		あり なし
	6		@		あり なし
	7		@		あり なし
	8		@		あり なし
	9		@		あり なし
10		@		あり なし	
特記事項	<p>（販売促進の行為等があれば記入してください。）</p>				

岐阜県セルプ支援センター行き
FAX 058-275-4888